

社会福祉法人みのり会 行動計画

職員が、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

2. 当会の課題

- (1) 女性が活躍できる職場であることについての積極的な広報
- (2) 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の推進
- (3) 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに係る意識啓発活動
- (4) 職員間の助け合いの好事例、働き方改革の発表と情報共有
- (5) 事業所間の業務状況の情報共有と業務執行の見直し、人事交流

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：育児休業後に、職員がスムーズに復帰するための仕組みの構築

<取組内容>

- 令和4年4月～ ・育児休業中の職員への定期的な情報提供を継続する。
- ・復職後に柔軟な働き方ができるように、支援する。

目標2：計画期間内の育児休業の取得状況水準の増加

<取組内容>

- 令和4年4月～ ・男性職員：計画期間内に1人以上休業を取得すること。
- ・女性職員：計画期間内の休業取得率を上昇させること。

目標3：年次有給休暇取得促進の為の施策実施

<取組内容>

- 令和4年4月～職場内周知、管理者への呼びかけ等、取得促進への啓発。

目標4：働き方改革に関する施策実施

<取組内容>

- 令和4年4月～ 職員会議等で、職員へ意識づけの為の周知を行う。
- 管理職については、施設長会議等で周知を行う。

社会福祉法人みのり会 女性の活躍推進に係る行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条に基づき、より一層、女性の活躍を推進できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：全職員の有給休暇取得率を30%以上にする

<対策>

- 令和4年4月～ 有給取得率が前年度を上回るよう指導
- 令和5年4月～ 有給を取得しやすいように職員配置や環境整備の見直し

目標2：全職員の残業時間を年間10%以上削減する

<対策>

- 令和4年4月～ 会議、打合せなどのあり方を検討。時間制限。
- 令和5年4月～ 業務効率化と内容の見直し等、可視化の検討。

3. 女性の活用に関する情報公表

【管理職に占める女性労働者の割合】

男性 50% 女性 50%

【男女の平均勤続年数の差異】

男性 13年10ヶ月 女性 8年1ヶ月